



宮 監 公 表 第 38 号  
平 成 29 年 12 月 19 日

宮 崎 市 監 査 委 員 會  
宮 崎 市 監 査 委 員 會  
宮 崎 市 監 査 委 員 會  
宮 崎 市 監 査 委 員 會

梶 谷 欣 也  
神 戸 洋 一  
伊 地 知 義 友  
日 高 あ き び



### 定期監査の措置状況の公表について

平成29年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第199条の規定に基づき公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部課等
  - ・企画財政部
- 2 講じた措置の内容
  - 別紙のとおり

## 平成 29 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 29 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：企画財政部)

指 摘 事 項・意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(資産経営課)</p> <p>①平成 28 年 4 月 1 日に設置許可した飲料水自動販売機(設置面積 1.17 m<sup>2</sup>)を平成 28 年 9 月 22 日に取替えた(設置面積 1.22 m<sup>2</sup>)時の使用料の算定について、増加した 0.05 m<sup>2</sup>分は許可日から日割りで差額使用料を算定して徴収すべきところ、取替え分が年度当初から設置されたものとして使用料を算定し過大に徴収していた。</p> <p>誤：(18,000 + (1.22 - 0.8 ÷ 0.5) × 18,000)        - (18,000 + (1.17 - 0.8 ÷ 0.4) × 18,000)        = 1,800</p> <p>正：(18,000 + (1.22 - 0.8 ÷ 0.5) × 18,000)        - (18,000 + (1.17 - 0.8 ÷ 0.4) × 18,000)        × 191/365 = 941</p> <p>【意見】</p> <p>(企画政策課)</p> <p>①東京事務所の市外旅行について、旅行命令権者の承諾は得たものの、旅行命令書を起案する前に航空券を購入しているものがあった。(平成 28 年度 3 件、平成 29 年度 1 件)        旅費支給条例において、出張等は旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない旨規定されていることから、東京事務所の状況を考慮し、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。</p> <p>②東京事務所の賞賜金などの支払いについて、相手方登録があるにもかかわらず、資金前渡者から業者に振り込んでいるため、振込手数料が発生していた。        支払先の中には宮崎市内の業者もあり、相手方登録を行っている場合もあることから、口座振替による支払いの検討など、経費節減及び予算の適正な執行に努められたい。        また、東京事務所の状況や社会情勢をふまえ、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。</p>	<p>①指摘のあった使用料については、相手方と調整のうえ本年度中に返納処理を行う。        今後は、適正な事務処理に努める。</p> <p>①実態に即した旅行事務処理ができるよう、人事課・財政課・会計課を含めた関係課との協議を開始した。</p> <p>②資金前渡以外の支出方法が円滑にできるよう、事務決裁規程の改正など、実態に即した事務処理を検討する。</p>



(資産経営課)

- ①草刈業務委託について、区域によっては複数回定期的に随意契約により業務委託が発注されていた。草刈業務は、年間計画を立てることが可能であることから、業務を統一化できるものは集約して発注することにより経費節減につなげることができないか検討されたい。
- ②行政財産の使用及び普通財産の貸付において、同一会計内部局の取り扱いについて、具体的な手続きが全庁に周知されていないため、各課において異なった取り扱いを行っていた。については、現状と規則等を照らして取り扱いを明確化し、統一した取り扱いができるよう全庁に周知を図られたい。

- ①毎年度に複数回実施している草刈業務委託にあつては、平成30年度から年間計画を策定し、順次1年間を通じた委託とする。
- ②同一会計内における行政財産の使用及び普通財産の貸付については、取り扱いを検討し、平成29年度末までに全庁あて周知を行う。

平成29年11月27日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

